

宮崎市都市計画マスタープラン・立地適正化計画改訂委員会設置要綱

（設 置）

第1条 宮崎市都市計画マスタープランと宮崎市立地適正化計画の改訂に関する事項を検討するため、宮崎市都市計画マスタープラン・立地適正化計画改訂委員会（以下「改訂委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 改訂委員会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- （1） 宮崎市都市計画マスタープランの改訂に関すること。
- （2） 宮崎市立地適正化計画の改訂に関すること。
- （3） その他、上記2計画の改訂に必要な事項に関すること。

（組 織）

第3条 改訂委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 改訂委員会の構成は、別表のとおりとする。

（設置期間）

第4条 改訂委員会の設置期間は、令和5年11月21日から任務が達成されるまでの間とする。

（委員長等）

第5条 改訂委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した者が職務を代理する。

（会 議）

第6条 改訂委員会の会議（以下「会議」という。）は、市長が招集し、委員長がその議長となる。

2 市長は、会議において必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

（庶 務）

第7条 改訂委員会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

（委 任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年11月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

区分	所属機関	氏名
学識経験者 (3人)	宮崎大学 地域資源創成学部 特別教授	出口 近士
	宮崎大学 工学教育研究部 准教授	嶋本 寛
	宮崎公立大学 人文学部 准教授	倉 真一
関係行政機関の職員 (3人)	国土交通省 九州地方整備局 宮崎河川国道事務所 所長	大嶋 一範
	宮崎県 県土整備部 次長(都市計画・建築担当)	中原 学
	宮崎県 農政水産部 農村振興局 局長	戸高 久吉
市長が必要と認める者 (12人)	宮崎市自治会連合会 会長	時任 孝俊
	宮崎市地域婦人会連絡協議会 会長	茜ヶ久保 眞由美
	宮崎商工会議所 常務理事	松山 茂
	環境カウンセラー	詠田 トキ子
	宮崎市農業委員会 会長	川越 正彦
	宮崎交通株式会社 バス業務部 バス事業戦略課 課長	牧 元太
	九州旅客鉄道株式会社 宮崎支社 宮崎工務所 所長	木山 泰宏
	社会福祉法人 宮崎市社会福祉協議会 会長	佐山 幸二
	一般社団法人 宮崎県建築士会	東 眞貴子
	公益社団法人 宮崎市郡医師会 事務局長	岩切 典雄
一般社団法人 宮崎県宅地建物取引業協会 会長	藤山 広子	
一般社団法人 宮崎青年会議所 副理事長	高畑 智穂	